

新潟米 新之助デザイン等使用管理要領

（趣旨）

第1条 この要領は、新潟県（以下「県」という。）に商標権及び著作権が帰属する新潟米 新之助の基本パッケージデザイン、ロゴマーク、プロダクトスローガン等（以下「デザイン等」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

（使用許諾及び管理を行う者）

第2条 デザイン等の使用許諾及び管理は、新潟県農林水産部長（以下「農林水産部長」という。）が行う。

（使用権限）

第3条 デザイン等は、次の場合に使用できるものとする。

- （1）米穀販売業者等が新潟米 新之助の販売のため米袋に使用するとき
- （2）その他、新潟米 新之助の販売促進、認知度向上等のため米袋以外に使用するとき

（表示）

第4条 前条の規定によるデザイン等の使用は、別記「新潟米 新之助デザインマニュアル」（以下「マニュアル」という。）のとおりとする。

2 前条（1）の場合は、原則としてマニュアルに定めた米袋用統一デザインを使用するものとする。

（使用の申請）

第5条 デザイン等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる申請書をあらかじめ農林水産部長に提出し、許諾を受けなければならない。

- （1）第3条（1）の目的でデザイン等を使用しようとするときは、新潟米 新之助デザイン等使用申請書（米袋用）（別記様式1-1）
- （2）第3条（2）の目的でデザイン等を使用しようとするときは、新潟米 新之助デザイン等使用申請書（別記様式1-2）

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、前項の手続きを省略することができる。

- （1）報道機関がデザイン等を報道の目的で使用するとき。
- （2）その他、農林水産部長が必要と認めたとき。

（使用の許諾）

第6条 農林水産部長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる審査基準に基づきその内容を審査し、いずれにも該当しない場合はデザイン等の使用を許諾するものとする。

- （1）デザイン等の使用が、マニュアルに合致していないと認められるとき。
- （2）デザイン等の使用が、新潟米 新之助のイメージを傷つけ、または正しい理解の妨げ

になるとき。

(3) デザイン等の使用が、法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れがあるとき。

(4) デザイン等が、宗教的行事、政治活動等に使用される恐れがあると認められるとき

(5) 県が行う新潟米 新之助に係る事業及び関連事業を推進する上で支障があると認められるとき。

(6) 申請者（法人である場合にあっては、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者）が、次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(7) その他、農林水産部長がデザイン等の使用について適当でないと認めるとき。

2 農林水産部長は、使用を許諾する場合は、新潟米 新之助デザイン等使用許諾通知書（別記様式2）（以下「許諾書」という。）により申請者に通知する。

3 農林水産部長は、前条の規定による申請が第1項の審査基準に該当する場合は、デザイン等の使用を許諾しないものとし、新潟米 新之助デザイン等使用不許諾通知書（別記様式3）により申請者に通知する。

4 農林水産部長は、第1項の規定によりデザイン等の使用の許諾（以下「使用許諾」という。）をするに当たり、必要と認める場合は条件を付することができる。

（使用上の遵守事項）

第7条 デザイン等の使用許諾を受けた者（以下「デザイン等使用者」という。）は、デザイン等の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 米穀の包装を目的に使用する場合は、新潟米 新之助区分集荷・販売実施ガイドラインにおける食味・品質基準を満たさない米穀をデザイン等が使用された米袋に包装しないこと。

(2) デザイン等使用者は、使用許諾を受けた目的以外の目的に使用しないこと。

(3) 関係法令を遵守すること。

(4) デザイン等の使用に関する事故、苦情等については、誠意をもってその責任の下に必要な措置を講じること。

(5) 農林水産部長がデザイン等の使用状況について調査を行う場合は、これに協力すること。

(6) デザイン等の使用に当たり、故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償すること。

(7) 使用許諾の際に農林水産部長が付した条件を遵守すること。

（適正使用の確保）

第8条 農林水産部長は、デザイン等の使用に関して、デザイン等使用者に対し、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

(使用許諾事項の変更)

第9条 デザイン等使用者は、使用許諾を受けた事項を変更するときは、新潟米 新之助デザイン等使用許諾変更申請書(別記様式4)に必要な書類を添えて農林水産部長に提出し、許諾を受けなければならない。

2 農林水産部長は、前項の規定による申請があったときは、第6条に準じ、その内容を審査し、適当と認められる場合は使用を許諾するものとする。

(使用許諾期間)

第10条 デザイン等の使用許諾期間は、許諾を受けた日から始まり、同日から最初に到来する3月31日に満了する。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに、農林水産部長又はデザイン等使用者が相手方に使用許諾を継続しない旨を通知しない限り、同一の条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

2 前項の規定により使用許諾を継続しない旨を通知する場合は、新潟米 新之助デザイン等使用許諾終了通知書(期間満了)(別記様式5)により通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、農林水産部長は必要に応じ使用許諾期間を定めることができる。なお、この場合使用許諾期間の更新は適用しない。

(期間満了前の使用許諾終了)

第11条 使用許諾期間満了前であっても、農林水産部長は、デザイン等使用者に3ヶ月以上の予告期間をもって使用許諾の終了を通知することにより、特別な理由なくデザイン等の使用許諾を終了することができる。

2 前項の規定により使用許諾の終了を通知する場合は、新潟米 新之助デザイン等使用許諾終了通知書(別記様式6)により通知するものとする。

(使用許諾の解除)

第12条 農林水産部長は、デザイン等使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく直ちに使用許諾を解除することができる。

(1) デザイン等使用者がこの要領の規定に違反したとき

(2) デザイン等使用者が第6条第1項に定める使用許諾の審査基準の(1)から(4)または(6)、(7)のいずれかに該当するに至ったとき

2 前項の規定により使用許諾を解除する場合は、新潟米 新之助デザイン等使用許諾解除通知書(別記様式7)により通知するものとする。

3 農林水産部長は、第1項の規定による使用許諾の解除を受けた者が、その解除後に行ったデザイン等の使用申請について、必要と認める期間、当該使用許諾を行わないことができる。

(使用許諾終了後の措置)

第13条 デザイン等使用者がこの要領に違反することなく第10条の規定により使用許諾期間が終了(満了)したとき、あるいは第11条の規定により使用許諾期間が終了したとき、デザイン等使用者は使用許諾終了時点における在庫中又は製造中のデザイン等

を使用した商品等を使用許諾終了日から6ヵ月間に限り販売することができる。

ただし、デザイン等を使用した広告等については、使用許諾終了日までに使用を終えることとする。

- 2 前条第1項の規定により使用許諾が解除された者は、使用許諾の解除後すみやかに、商品等を回収するとともに廃棄しなければならない。

(責任の制限)

第14条 第10条及び第11条の規定によりデザイン等の使用許諾が終了した場合、又は第12条の規定により使用許諾を解除した場合において、デザイン等使用者に損害が生じても、県は損害賠償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

- 3 デザイン等使用者が、デザイン等の使用又はデザイン等を付した商品の瑕疵によって、第三者に対して損害を与えた場合でも、県は損害賠償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(使用料)

第15条 デザイン等の使用料は、当面の間無料とする。

(権利譲渡の禁止)

第16条 デザイン等使用者は、使用許諾の権利を第三者に譲渡し、又は再許諾することができない。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、デザイン等の使用に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月18日から施行する。

(別記様式1-1) (第5条関係)

新潟米 新之助デザイン等使用申請書 (米袋用)

年 月 日

新潟県農林水産部長 様

住 所：(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏 名：(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)
担当者名：
電話番号：
E-mail：

新潟米 新之助デザイン等使用管理要領第5条の規定により、下記のとおり申請します。
なお、使用にあたっては、新潟米 新之助デザイン等使用管理要領の規定を遵守することを誓約します。

記

- 1 申請者(法人、団体)の概要
- 2 使用目的(米穀の販売、米袋の販売など)
- 3 米穀の仕入れ先〔予定〕
名称() 住所()
※ 米袋の販売の場合は記入不要
- 4 使用する形態(該当する番号に○を付けること。)
(1) 新潟米 新之助デザインマニュアルに示した米袋用統一デザインを使用し米袋を製作
(2) 新潟米 新之助デザインマニュアルに示した米袋用統一デザインに文字を入れる等の加工をして使用し米袋を製作
※ この場合使用するデザインの見本(実物又は写真、図案等)を必ず添付すること。
(3) 市販米袋を使用
購入先名称()
- 5 その他特記事項

(別記様式1-2) (第5条関係)

新潟米 新之助デザイン等使用申請書

年 月 日

新潟県農林水産部長 様

住 所：(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏 名：(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)
担当者名：
電話番号：
E-mail：

新潟米 新之助デザイン等使用管理要領第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、使用にあたっては、新潟米 新之助デザイン等使用管理要領の規定を遵守することを誓約します。

記

- 1 申請者(法人、団体)の概要
- 2 使用目的(品目・イベント名など)
- 3 使用する形態
※使用する資材、商品等の見本(実物又は写真、図案等)を必ず添付すること。
- 4 使用数量
- 5 使用期間
- 6 その他特記事項

注) デザイン等を使用する資材、商品等に係る販売促進活動として、タレントを起用したキャンペーンやCM展開など実施する可能性がある場合は、その内容を「6 その他特記事項」に記入すること。また、許諾後に同様の販売促進活動を実施する場合は、事前に相談すること。

(別記様式2) (第6条関係)

第 号
年 月 日

(申請者) 様

新潟県農林水産部長

新潟米 新之助デザイン等使用許諾通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについて、下記のとおり使用を許諾します。
なお、使用にあたっては、新潟米 新之助デザイン等使用管理要領の規定を遵守してください。

記

- 1 申請者
- 2 使用許諾番号
- 3 使用目的
- 4 使用する形態
- 5 使用許諾期間
- 6 その他特記事項

(別記様式3) (第6条関係)

第 号
年 月 日

(申請者) 様

新潟県農林水産部長

新潟米 新之助デザイン等の使用不許諾通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟米 新之助デザイン等使用申請について、下記の理由により使用を許諾しないこととしたので通知します。

記

許諾しない理由

(別記様式4) (第9条関係)

年 月 日

新潟県農林水産部長 様

住 所：(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏 名：(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)
担当者名：
電話番号：
E-mail：

新潟米 新之助デザイン等使用許諾事項変更申請書

年 月 日に使用許諾を受けた事項について、下記のとおり変更したいので、新潟米新之助デザイン等使用管理要領第9条の規定により、申請します。

記

1 使用許諾番号

2 使用許諾商品等

3 変更する事項

※使用許諾通知書及び変更後の商品等の見本(実物または写真、図案等)を必ず添付すること。

4 変更の理由

5 備考

(別記様式5) (第10条関係)

第 号
年 月 日

(申請者または新潟県農林水産部長) 様

(申請者または新潟県農林水産部長)

新潟米 新之助デザイン等使用許諾終了通知書 (期間満了)

年 月 日付けの新潟米 新之助デザイン等使用許諾について、新潟米 新之助デザイン等使用管理要領第10条の規定により、下記のとおり使用許諾を終了することを通知します。

記

- 1 デザイン等の使用許諾終了日
- 2 使用終了後の措置について
新潟米 新之助デザイン等使用管理要領第13条第1項のとおりとする。
- 3 その他特記事項

(別記様式6) (第11条関係)

第 号
年 月 日

(申請者) 様

新潟県農林水産部長

新潟米 新之助デザイン等使用許諾終了通知書

年 月 日付けの新潟米 新之助デザイン等使用許諾について、新潟米 新之助デザイン等使用管理要領第11条の規定により、下記のとおり使用許諾を終了することをあらかじめ通知します。

記

- 1 デザイン等の使用許諾終了日
- 2 使用終了後の措置について
新潟米 新之助デザイン等使用管理要領第13条第2項のとおりとする。
- 3 その他特記事項

(別記様式7) (第12条関係)

第 号
年 月 日

(申請者) 様

新潟県農林水産部長

新潟米 新之助デザイン等の使用許諾解除通知書

年 月 日付で通知した新潟米 新之助デザイン等使用許諾について、下記の理由により解除したので通知します。

記

解除の理由